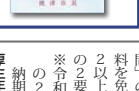

募集

令和5年度 保育所入所児童

令和5年4月以降に入所を希望する児童を募集します。

問合先　保育・幼稚園課　℡626－2772　FAX626－2187

対象児　令和5年4月1日以降に保育所への入所を希望する0～5歳までの児童

※小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、0～2歳までの児童が対象です。

募集期間　9月15日㈭～10月31日㈪

入所要件　保護者および同居の親族などが就業や疾病などの事由により、児童の保育を必要とすると認められる場合

申込方法　申請書に必要事項を記入し、保育・幼稚園課（市役所本庁舎2階）または大井川市民サービスセンター（市役所大井川庁舎1階）に提出する（土日・祝日を除く）

※保育所で申請書の受け付けはしません。

※申請書と募集要項は、保育・幼稚園課、大井川市民サービスセンター、各保育所で配布します（保育所での配布は10月14日㈮まで）。市ホームページからダウンロードも可能です。

※現在入所待機の人を含め、新規入所希望者は必ず申請してください。

※後日、親子面接を行います（11月中旬以降を予定）。

※詳しくは、募集要項を確認してください。

公立保育所	電話番号
小川保育園	628－4349
旭町保育園	627－3232
石津保育園	624－5839
大井川保育園	622－7420
私立保育所	**電話番号**
焼津南保育園	629－0240
さくら保育園	624－3073
なかよし保育園	629－2525
たかくさ保育園	629－5430
ふたば保育園	628－5720
ゆりかご保育所	629－3637
第三ゆりかご保育所	623－1551
明星保育園	623－2727
なかよし大富保育園	623－2225
小規模保育事業所	**電話番号**
常緑保育園	629－4753
保育所きぼう東こがわ園	626－8008
焼津のんのん保育園	625－7978
memorytree 焼津保育園	625－8989
保育所グローアップ石津園	639－5821
あいキッズランド塩津北園	625－8395
保育所きぼう焼津こがわ園	626－8819
小土のんのん保育園	631－6889
memorytree 西小川保育園	639－9211
保育所ぷちはうす	620－2345
保育所グローアップ大富園	631－6715
memorytree 八楠保育園	631－6856
memorytree 柳新屋保育園	631－6521
八楠のんのん保育園	629－1700
あいキッズランド焼津西園	668－9580
COCORO 保育園	637－9215
Little Walkers 焼津中央	625－7575
事業所内保育事業所	**電話番号**
もりのくまさん保育園	620－8070

募集

令和5年度 幼稚園入園児童

令和5年4月より市立幼稚園・私立幼稚園に入園する児童を募集します。

問合先　●市立幼稚園…保育・幼稚園課　℡626－2772　FAX626－2187　●私立幼稚園…各園

市立幼稚園入園児童の募集

対象児　●大富・さつき幼稚園…平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ　●静浜・下藤分園・大井川西・大井川南幼稚園…平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ

申込方法　9月2日㈮から各園で配布する入園申込書に必要事項を記入し、9月9日㈮～30日㈮（土日・祝日を除く）の午前9時～午後5時に直接各園に申し込む

私立幼稚園入園児童の募集

対象児　平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ

申込方法　9月2日㈮から各園で願書を配布し、9月9日㈮から受け付けます

※令和5年度中に満3歳になる児童の募集・入園についてなど、詳しくは各園に問い合わせてください。

市立幼稚園	電話番号
大富幼稚園	624－3668
さつき幼稚園	627－3902
静浜幼稚園	622－0101
静浜幼稚園下藤分園	622－2147
大井川西幼稚園	622－4187
大井川南幼稚園	622－5147
私立幼稚園	**電話番号**
新屋幼稚園	628－3895
小川幼稚園	629－2188
すみれ台幼稚園	623－1545
西町幼稚園	629－3277
まどか幼稚園	624－6415
みなと幼稚園	628－2736
みやじま幼稚園	628－9084
三和幼稚園	624－0046
焼津中央幼稚園	628－9612
焼津豊田幼稚園	628－4004
焼津幼稚園	628－2851

認可外保育施設利用者の保育料を補助します

認可保育所の保育料との差額を助成します。

申請・問合先　〒425－8502　本町2－16－32　保育・幼稚園課（市役所本庁舎2階）　℡626－2772　FAX626－2187

対象　次の全てを満たすこと
- ●通園児童が0歳～小学校入学前であること
- ●通園児童と保護者が市内に住所を有すること
- ●保護者が就労で児童の保育ができないなど、市の保育所入所基準に該当すること
- ●認可保育所と公立幼稚園の保育料の滞納がないこと

対象となる施設
- ●県の認可外保育施設指導監督基準におおむね適合する施設
- ●企業主導型保育施設

※地域枠で通園している場合に限ります。

補助額　下表のとおり

※月額上限は5万2500円（100円未満切り捨て）。

申請方法　9月30日㈮までに郵送または窓口で申請する

申請書配布方法
- ●市内の対象認可外保育施設利用者…施設を通じて配布
- ●市外の対象認可外保育施設利用者…保育・幼稚園課で配布

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

※申請には、就労証明書など（保育を必要とする証明）の書類が必要です。

【表】補助額

対象世帯	補助額
•3歳未満児の住民税課税世帯	認可外保育施設の月額保育料基本額 － 認可保育所に入所した場合の月額保育料
•3歳未満児の住民税非課税世帯 •3歳以上児の世帯	認可外保育施設の月額保育料基本額 － 幼児教育・保育無償化措置に係る補助上限額

傍聴できます 学校運営協議会

市内4地区のコミュニティ・スクールで開催される「学校運営協議会」を該当地区に住む皆さんに公開します。

日時・会場　左表のとおり

定員　各回10人

申込方法　該当地区の学校（教頭宛）に電話する（開催日の2週間前から受け付け）

問合先　学校教育課　℡625－8160

【表】学校運営協議会の開催一覧

地区	日時（会場）	申込先
東益津地区（東益津小・東益津中）	①12月2日㈮　午前10時～ ②令和5年2月22日㈬　午前10時～　（①・②東益津小）	東益津小学校 ℡628-4427
大富地区（大富小・黒石小・大富中）	①11月8日㈫　午前10時30分～　（大富中）　②令和5年2月7日㈫　午前10時～　（大富小）	大富小学校 ℡624-4316
港地区（港小・港中）	①9月30日㈮　午前10時～ ②令和5年3月9日㈭　午前10時20分～　（①・②港小）	港中学校 ℡624-6010
大井川地区（大井川東小・大井川西小・大井川南小・大井川中）	①11月7日㈪　午後3時～ ②令和5年2月13日㈪　午後3時～　（①・②大井川東小）	大井川東小学校 ℡622-0010

焼津水産ブランド新規募集

対象　市内に本社・工場などの拠点を持つ個人または法人

募集条件　市内で製造・栽培された水産関連商品、自社製造商品で市販されている水産関連商品（常温保存商品のみ）

申込方法　10月31日㈪までに電話で申し込む

※認定後、登録料として9900円必要です。

申込・問合先　焼津商工会議所　℡628－6251

相談室　**■暮らしなんでも相談ダイヤル（電話相談）**　日常生活で起こるトラブルや悩みごとなどを相談できます。　**日時**　月～金曜日（祝休日を除く）　午前9時～午後5時　**相談無料**　**電話相談先・問合先**　ライフサポートセンターしずおか　しだはいばら事務所　℡646-6055

動物と人が住みよい環境にしましょう

9月20日～26日は動物愛護週間です。命ある動物を慈しみ、飼育する場合は必ず最後まで責任を持ちましょう。

地域の中には動物が嫌いな人もいます。動物と人が住みよい環境となるよう、飼い方マナーを確認してみましょう。

問合先　環境課　℡626－2153　FAX626－2183

猫を飼っている皆さんへ

■登録をお願いします

飼い始める時は市に登録をしましょう（無料）。

■室内で飼いましょう

感染症や寄生虫、交通事故から猫を守るため、室内で飼いましょう。

他人の敷地内でふんや尿をしたり、爪研ぎをしたりするという猫の被害にあっている人から、多くの相談が寄せられるため、猫の放し飼いはやめましょう。

■不妊・去勢手術をしましょう

子猫が産まれても飼えない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。

飼い猫の不妊・去勢手術には1匹当たり4千円の助成制度があります。

詳しくは手術の予約前に問い合わせてください。

犬を飼っている皆さんへ

■登録と狂犬病予防注射をお願いします

飼い犬登録と毎年1回の狂犬病予防注射は、狂犬病予防法で義務付けられています。

■放し飼いをしない

散歩のときは、絶対にリードを放さないでください。また、公園などの公共の場で放すことはやめましょう（焼津市飼い犬条例で定められています）。

■ふん尿の処理の徹底を

散歩時にしたふんは必ず持ち帰り、尿は水で洗い流しましょう。

■無駄吠えをさせない

無駄吠えの原因は、要求や痛みなどさまざまですので、飼い犬をよく観察し、必要なしつけなどをしてください。

ペットの災害対策準備ができていますか？

災害時、ペットとの同行避難に備え、飼い主は次の項目について準備しましょう。
- •最低でも1週間分の餌や水などを備えておく
- •ペットの身元確認ができるように鑑札や名札などを付けておく
- •避難所での集団生活に備え、必要なしつけや健康管理をしておく
- •避難所での生活のためにケージやキャリーバッグなどを用意し、日頃からペットに慣れさせておく

※同行避難が可能なペットは犬・猫などの愛玩動物です。大型犬や危険な動物など、専用の飼育施設が必要なペットは事前に預け先などを確保してください。

ペットの遺棄は犯罪です

ペット（動物）を捨てると動物愛護法違反となり、100万円以下の罰金となります。動物も私たちと同様に大切でかけがえのない命ある存在です。飼い主が終生責任を持って飼いましょう。

どうしても飼えなくなったときは

飼い主の責任において譲渡先を探してください。譲渡先の募集方法には、市役所に設置してある「ポッチとニャンチの愛の伝言板」の利用や、動物愛護ボランティア団体が実施している譲渡会への参加（条件あり）などがあります。

飼い主のいない猫に餌を与えている人へ

市内には多くの飼い主のいない猫がいます。猫を見てかわいそうに思い、無責任に餌を与えるだけの行為は、飼い主のいない猫をさらに増やすことにつながり、ふんや尿で周辺住民の敷地内を汚すなど、地域の居住環境を悪化させます。

餌を与える人は、不幸な猫を増やさないためにも、その猫の飼い主になり、飼い猫として市へ登録し室内で飼うか、地域猫活動に取り組みましょう。

ご存知ですか？地域猫活動

飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施し、元の場所に戻して適切な管理（ルールやマナーに基づく餌やり、ふん尿の処理、周辺清掃など）を地域住民などが主体となって行う活動です。

飼い主のいない猫によるトラブルゼロを目指しながら個体数も減少させていくことを目的としています。不妊・去勢手術された猫は耳先がカットされていますので見掛けたら一代限りの命を見守ってください。

就学時健康診断・子育て講演会

■就学時健康診断

対象　令和5年4月に小学校へ入学予定の児童

実施日　左表のとおり

会場　各小学校の体育館

※大井川西小は、多目的室。

持ち物　就学時健康診断通知はがき（裏面を記入）、上履き、マスク

※自分で着脱できる簡単な服装で、保護者同伴で来場してください。

その他　当日受診できない場合や、住所変更などで指定された会場以外で受診したい場合は、あらかじめ連絡してください

問合先　学校教育課　℡625－8160　FAX626－2188

【表】就学時健康診断の日程表

小学校名	実施日	受付時間
焼津東	11月14日㈪	午後1時10分～1時25分
焼津西	11月8日㈫	午後0時50分～1時20分
焼津南	10月24日㈪	午後1時20分～1時35分
豊田	11月24日㈭	午後1時～1時25分
小川	10月25日㈫	午後0時45分～1時10分
東益津	11月11日㈮	午後1時～1時20分
大富	11月1日㈫	午後1時～1時20分
和田	10月26日㈬	午後1時～1時15分
港	10月19日㈬	午後1時～1時25分
黒石	10月21日㈮	午後1時～1時30分
大井川東	10月6日㈭	午後1時～1時20分
大井川西	10月27日㈭	午後1時15分～1時30分
大井川南	11月30日㈬	午後1時～1時20分

■子育て講演会

就学時健康診断実施中に子育て講演会を開催します。

対象　令和5年4月に小学校へ入学予定の児童の保護者

会場　就学時健康診断と同じ

託児について　開催日の14日前までに電話で申し込んでください（生後4カ月から可能。託児料無料・定員制・申込順）

※当日の申し込みはできません。

※詳しくは問い合わせてください。

託児申込・問合先　スマイルライフ推進課　℡631－6862　FAX626－2188

0歳から高校生世代までの 子ども医療費受給者証を郵送します

10月1日㈯から、子ども医療費受給者証が更新されます。対象者には、新しい受給者証（紺色）を9月末までに郵送します。

現在の受給者証（緑色）の有効期限は9月30日㈮です。有効期限を過ぎた受給者証は、使用できません。回収箱へ返却するか、細かく切って処分してください。

※今回の更新について、申請は不要です。

※高校生世代で就職や婚姻により受給資格がなくなった場合は、速やかに届け出てください。

※回収箱は、子育て支援課（市役所本庁舎2階）、大井川市民サービスセンター（市役所大井川庁舎1階）、市立総合病院受付、保健センターにあります。

問合先　子育て支援課
℡626-1137
FAX626-2187

◀新しい受給者証

国民年金には「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」もあります

国民年金には、65歳になると生涯支給される老齢基礎年金のほかに、病気やけがで障害が残ったときに支給される「障害基礎年金」や、一家の働き手が亡くなったときに家族に支給される「遺族基礎年金」があり、皆さんの暮らしを支える仕組みとなっています。

■障害基礎年金

法令で定める一定の障害の状態になり、その原因となった病気やけがの初診日が、国民年金の加入期間中または20歳前、もしくは60歳以上65歳未満の間で年金制度に加入していない期間にある人に支給されます。

■遺族基礎年金

国民年金の加入期間中または国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人が亡くなったときに、亡くなった人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。この場合の「子」とは未婚であり、「18歳に到達する年度末までの子」または「20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にある子」をいいます。

■年金受給のための条件

障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するためには、初診日など（障害基礎年金では障害の原因となった病気やけがの初診日。遺族基礎年金では死亡日。以下同じ）のある月の2カ月前までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、「保険料を納めた期間」と「保険料を免除された期間」を合わせた期間が3分の2以上であるという「保険料の納付要件（3分の2要件）」を満たす必要があります。

※令和8年3月までは、初診日などのある月の2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がなければ受給することができます。

厚生年金の加入者

厚生年金加入者には、「障害基礎年金」と「遺族基礎年金」のほかに、障害厚生年金と遺族厚生年金が支給されます。詳しくは島田年金事務所へ問い合わせてください。

問合先
- ●日本年金機構島田年金事務所　℡0547－36－2211
- ●国保年金課年金担当　℡626－1114

相談室　**■高齢者総合相談（高齢者の生活や介護、医療など）**　**日時**　月～金曜日（祝休日を除く）　午前8時30分～午後5時　**会場**　各地区の地域包括支援センター（以下「包括」）　**問合先**　北部包括　℡626-3219、中部包括　℡626-8811、南部包括　℡656-3322、大井川包括　℡664-2700